

日本 LCA 学会誌編集規則

日本 LCA 学会の会誌「日本 LCA 学会誌—Journal of Life Cycle Assessment, Japan」の編集に関しては、投稿規則および執筆要領に定める他は、本規則に従う。本規則の改廃は、編集委員会の承認を経てこれを行う。

1. 審査の実施

投稿原稿は、編集委員会が定めた査読者による査読を受け、編集委員会により確認を経た後、採用の是非が決定される。採用の是非について協議が必要な場合は、編集委員会内において協議を行う。

2. 原稿の受付および審査手続き

原稿の受付および審査手続きは、以下の手順に基づき実施する。

(1) 原稿の受付

編集委員会は、原稿を受け取った場合、速やかに著者に原稿受付の旨を通知する。

(2) 担当委員の選定と事前確認の実施

編集委員長は受け付けた原稿に対して速やかに編集委員会内より担当委員を選定する。担当委員は、担当する原稿について責を持ち、査読者の選定および審査判定に関する判断を行う。

担当委員は、担当委員を承諾した日より 10 日間以内に原稿の事前確認を行い、原稿が以下に該当すると判断される場合は、原稿を不受理にすることができる。

- ① 投稿規程および執筆要領を著しく逸脱するもの。
- ② 内容が、明らかに本会誌の取り扱う範囲の外であるもの。
- ③ 文章が稚拙、あるいは誤字脱字・印刷不鮮明が目立つなどで、記述内容が理解し難いもの。

(3) 査読者の選定

担当委員は、事前確認で受理となった原稿について、編集委員ないしは有識者から査読者を選定し、編集委員長に報告する。編集委員会は、所定の書式を用いて、選定された査読者に原稿審査を依頼する。査読者は、研究論文については 2 名以上、その他（総説、解説、研究資料、ノート）については 1 名以上とする。

研究論文に関して査読結果で合否が分かれた場合で、担当委員が必要であると判断した場合には、新たに査読者を選定し、査読を依頼することができる。総説、解説、研究資料およびノートに関しては、担当委員が査読者の査読結果を確認した上で、担当委員が必要であると判断した場合には、新たに査読者を選定できる。

(4) 査読者による査読

査読者は、客観的かつ科学的根拠に基づいて原稿の査読を行い、査読依頼日より3週間以内に査読結果を編集委員会に報告しなければならない。ただし、当該査読者が予め返却期日を指定して査読を了承した場合は、査読依頼日より指定日までを査読期間とする。

査読は以下の基準に基づき実施される。

- ① 内容に独創性・新規性を含むこと。
- ② 内容に妥当性があること。
- ③ 目的、問題意識が明確であること。
- ④ 内容に有用性を含むこと。

(5) 査読者への督促

査読者からの査読結果が返却期限までに到着しない場合には、編集委員会は督促を行う。督促の結果、査読が不可能と判断される場合には、代替の査読者を選定し、新たに査読を依頼することができる。

(6) 審査結果の判定

担当委員は、査読結果を基に採用の是非を決定し、編集委員会に報告する。編集委員会は、採用の是非の承認を行う。但し、担当委員が編集委員会において検討を要すると判断した原稿については、編集委員会において採用の是非を決定する。

3. 審査結果の表示

原稿は、編集委員会の確認を経て、以下のいずれかに取り扱いが決定される。

- ・ A：採用
- ・ B（修正採用）：修正意見等への対応を確認した上で、採用。
- ・ C（修正再審査）：修正意見等への対応を確認した上で、改めて審査。
- ・ D：不採用

4. 審査結果の取り扱い

編集委員会は審査結果を著者に通知する。審査結果においてBまたはCと判定された場合には、著者は原則として、1ヶ月以内に修正原稿を返却する。正当な理由がなく1ヶ月以上返送が遅れた場合には、再投稿された原稿は新規投稿として取り扱う。編集委員会は修正原稿を受け取った場合は、修正事項の確認もしくは再審査依頼を査読者に対して行う。

5. 異議申し立て

投稿者は審査結果に異議がある時には、編集委員会に書面により反論を申し述べることができる。それに対し、編集委員会は審議の後、書面により回答する。

6. 印刷用原稿の提出

原稿の掲載が決定した場合には、著者に対して該当原稿の電子媒体による提出を依頼する。

7. 校正

初校の校正は執筆者が行う。

8. 印刷

印刷は、本会と契約を結んだ印刷所にこれを行わせる。

9. 広告

会誌には広告を掲載することができる。広告掲載料金は別途定める。

10. 著作権

会誌に掲載された著作物の著作権は、原則として本会に帰属する。また、会誌の編集著作権は本会に帰属する。他の著作物の著作権を侵害する原稿については、受理または採用することはできない。

この規程は、2004年10月26日から施行する。

2005年12月14日一部改正。

2010年3月11日一部改正。

2012年9月12日一部改正。

2012年12月20日一部改正。

2017年7月5日一部改正。

2018年6月19日規則に変更、一部改正。